

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年6月24日（平成28年（行情）諮問第440号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第368号）

事件名：特定個人の死亡事故についての調書（特定刑事施設保有）の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日特定時刻A～特定時刻B頃起きた死亡事故についての調書（特定刑事施設）。特定刑事施設内で特定時倒れ特定手段で特定病院へ運ばれ、特定日時C死亡した。翌日司法解剖されたが、死亡の原因は特定事由に因る特定結果という結果に成るその事故について特定刑事施設で取られた調書。死亡者名前特定個人名（D歳）（特定刑事施設保有）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月23日付け名管総発第156号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

私の夫特定個人名は、特定年月日無免許で車を運転し、その交通違反の為罰金特定金額の処分と成りましたが、罰金を支払う事が困難な為、特定年月日より、特定刑事施設労役場に留置される事に成りました。

そして、刑務所労役場に行って2日目に亡くなりました。

亡因は、翌日司法解剖の結果「食物誤嚥に因る気道内腔閉塞に基づく窒息」でした（添付資料略）。

司法解剖は特定月日特定時刻～特定時刻の間で行われ、特定時刻には死体検案書を出して頂きました。

しかし、翌日特定月日の特定新聞に夫の事が掲載されており、「病死

とみられる」と書かれてました（添付資料略）。

死体検案書には窒息死と書かれているのに、なぜ、新聞には病死と書かれているのか疑問に思い特定新聞社の担当者に聞くと、「刑務所の発表どおりに書きました。」と言われましたので、刑務所に事情を聞きに行きました。対応して頂いた方が総務課の部長と、後1人総務課の方が説明してくださいましたが、「私どももなぜ病死となっているの解からないんです。」という解答でした。

その時の状況、時間など聞いても疑問に思う事が多く納得出来ません。どうして窒息死なのに病死と発表されたのか。

もしかしたら何かあるのではないのでしょうか疑問に思います。

刑務所に保有されていると思われる、その事故の調書を開示して頂けるようお願いしましたが、文章の有・無も教えて頂けませんでした。

弁護士の方に相談しましたところ、行政文章開示請求の事を教えて頂き、名古屋矯正管区に行政文章開示請求をさせて頂いたところ、不開示決定の結果が届きました。この結果に納得出来ず、審査請求させて頂きました。

この事案の開示を求めます。

私には夫の死がどうしても納得出来ません。

入所して2日目の出来事で、夕食時、食物を気道につまらせたという事ですが、夫は精神的な病を患い、精神科の薬を内服しており、その薬の副作用で、飲み込みは良くない時もあり、飲み物などでむせる事もありました。しかし、まだ夫はD歳という若さで、食べ物をつまらせて死ぬという事は考えられませんし、刑務所が新聞社に対して「病死」とうその発表をされているのも解かりません。

私としましては、夫が食事中に食物をつまらせ倒れ、その後の処置が遅れたのでは又は、同室の方2名と一緒に食事をとっていたと言う事なので、その方々と何かトラブルがあったのではなど色々考えます。

なぜ夫は死ななければいけなかったのでしょうか。本当は助かる事が出来たのではないのでしょうか。

私は夫が死に至るまでの本当の理由が知りたいです。知る権利が有ると思います。何とぞ宜しくお願い致します。

(2) 意見書

理由説明書について、私は全く同意出来ません。

私は、夫が刑務所に収容されていた事実を知っています、夫が刑務所に行く時、車で送りました、亡くなった後も、そこへ行き亡くなった時の状況を聞きました。

「本件存否情報はこれを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず・・・」と説明書に書かれてますが、私は、その情

報を他の人に話すつもりも見せるつもりも有りません。

刑務所に状況説明を聞きに行った時、隠蔽されていると感じました。

私が一番不審に思う所は、先に送付した、特定新聞のコピーと死体検案書の死亡原因が違う事です。

新聞には病死と記載されてますが、検案書は、誤嚥による窒息死と成っています。

私は病院から窒息死と聞きましたし、司法解剖が特定日に行われ、特定新聞にその記事が載ったのは特定日です、窒息死と結果が出た後その記事の内容は間違っているのにその事を刑務所に問うと、「さあ～私どももなぜ病死と載せてあるのか解らない」と言われました。

そのようないいかげんな答えはないのでしょうか。

もちろん新聞社担当の方は、「刑務所からの発表のとおり記事を載せました。」と言われてます。

私は事実が知りたいのです。この問題を明らかにするまで、何度でも、意見書を出します。

もう1度検討して下さい。宜しくお願い致します。

第3 諮問庁の説明

1 本件開示請求は、「特定年月日特定時刻A～特定時刻B頃起きた死亡事故についての調書（特定刑事施設）。特定刑事施設内で特定時倒れ特定手段で特定病院へ運ばれ、特定日時C死亡した。翌日司法解剖されたが、死亡の原因は特定事由に因る特定結果という結果に成るその事故について特定刑事施設で取られた調書。死亡者名前特定個人名（D歳）（特定刑事施設保有）」（本件対象文書）の開示を請求するものであるところ、本件対象文書は、特定刑事施設に收容されている又は收容されていた特定個人が、收容中に死亡したという事実を前提として作成されるものである。

2 本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に收容されている又は收容されていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、当然に特定個人の識別性を有するものであることから、同号の開示情報に該当することは明らかである。

そして、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロに該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当する

とすべき事情も存しない。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

- 3 以上のとおり、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日特定時刻A～特定時刻B頃起きた死亡事故についての調書（特定刑事施設）。特定刑事施設内で特定時倒れ特定手段で特定病院へ運ばれ、特定日時C死亡した。翌日司法解剖されたが、死亡の原因は特定事由に因る特定結果という結果に成るその事故について特定刑事施設で取られた調書。死亡者名前特定個人名（D歳）（特定刑事施設保有）」であり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることにより、法5条1号に該当する不開示情報を開示するのと同様の結果が生じるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分が妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

本件対象文書は、特定刑事施設に収容されていた特定個人が、収容中に死亡したという事実を前提として作成されるものであるため、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が、特定刑事施設に収容されていたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当するところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も存しな

い。

また、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、法5条1号ただし書口に該当するとも認められない。

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、夫が刑務所に収容された事実を知っており、その情報を他の人に話すつもりも見せるつもりもない旨述べるが、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事実等は考慮されないものである。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史